

第 1 6 回小浜市農業委員会議事録  
(縦覧用)

と き 令和 3 年 9 月 2 8 日 (火) 午後 1 6 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番 赤尾裕子	2 番 松井和幸	3 番 東清俊
4 番 和田千代	5 番 松尾志信	6 番 早俊夫
7 番 福永吉孝	8 番 河嶋幸男	
10 番 西田尚夫		

欠席委員

9 番 岡田昌樹		

遅刻委員


出席事務局 田中事務局長、北村 G L、奥村、田中

令和 3 年 9 月 2 8 日（火）午後 1 6 時 0 0 分小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室において、第 1 6 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第 6 2 号 現況証明申請について

議案第 6 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 6 4 号 農地転用事業計画変更申請について

議案第 6 5 号 農地の転用事実に関する照会書の回答について

議案第 6 6 号 小浜市農用地利用集積計画の承認について

報告第 8 号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

報告第 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について

**【議長】** ただいまより第16回小浜市農業委員会を開催します。

(会長あいさつ)

**【事務局】**

<事務局長より9月の農長委員会関係活動報告を行う>

**【議長】** それでは今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として4番 和田委員、5番 松尾委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、2番 松井委員、6番 早委員でした。

それでは『議案第62号 現況証明申請について』を上程いたします。なお、2番案件につきましては、すでに工事着工しており申請内容と現況が変わってしまっていることから、申請人の呼び出しをしており、後ほど申請人から顛末の説明などを受けることとします。事務局の説明をお願い致します。

**【事務局】**

<事務局議案読み上げ、説明する>

**【議長】** 続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

**【2番委員】**

<現地調査委員報告する>

**【議長】** 2番案件につきましては、申請人から顛末の説明などを受けることとします。申請人の入室をお願い致します。

<申請人が入室する>

**【議長】** 今日、来ていただきましたのはどのような経緯で工事着工に至ったのかという経緯の説明をお願いいたします。

**【申請人】** 行政書士の〇〇でございます。今日は〇〇の現況証明を9月10日に申請した件で、顛末書ということで出させていただきました。内容につきましては、現況は以前より国道、市道、隣接宅地に囲まれた土地で周囲をブロック塀で囲われておりまして、母屋と離れが2棟、あと蔵ということで、課税評価証明にも、昭和28年に蔵、昭和48年に離れということで以前から建ってます。残りの土地には庭木が植わってまして、ほぼ全部宅地でございます。課税証明の課税も宅地になっています。8人家族で昭和47年建築の離れに長男夫婦が住んでいたんですけど、概ね50年近くたつということで古くなるということで家を建てるという計画だったんです。申請する時点では私どもは畑であると分かっていたのですけれども、申請人の〇〇さんの方は物心ついた時からこういう状態で以前から宅地として使用していたということで、そのまま建築に至ったという経緯でございます。

**【議長】** 説明をしていただきましたので、この説明につきまして、委員の方で

申請者へ質疑がありましたらお願いします。

【議長】何かございませんか。

(質疑なし)

【議長】はい。ないようですので、申請人は大変お忙しい中、来ていただきまして、どうもありがとうございます。あとはこちらで審議をさせていただきますのでよろしくお願いします。

<申請人は退室する>

【議長】それではこの件について何かございませんか。ご審議願います。

【1番委員】この件というわけではないのですが、この間の〇〇さんの件や、今の件など呼び出しが多いようです、農地転用とかいろんな農地に関する法律についてご存知なのでしょうか。そういう遊休農地に関してのこういうことしたら、こういう事になりますよと。建てる前には測量とかすると思います。そうすると畑とか登記見たら分かると思うのですが。そこまでしなくても分かっていることではないか思いますけれど。何回呼び出しがありましたので、その方たちはそういうことについて勉強して把握していないのではと不安になります。

【事務局長】行政書士なので、当然、農地法とか勉強されていると思うのですが、たびたび来られるというのは何か問題あるかもしれませんので、一応、その辺は今後きちんとかういご意見が出たということで伝えさせていただきまして今後こういうことがないように指導の方させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【議長】それと1点、私から聞きたいのですが。税金の面なんですけど。宅地並み課税というのがありますね、農地でも。例えば今回のものは宅地並み課税。それは農地であっても宅地課税がかかってたら、税金は課税されて宅地やけど、そこは農地ですね。そのところは履き違えることがないのかと。

【事務局長】そうですね。税金は現況重視なので底地が田んぼであろうが、宅地であろうが宅地の課税をするというところで、今の地目は切り離して考えているということですね。

【議長】宅地並み課税で宅地であるからいいであろうということではないと思いますが。

【事務局長】恐らく建てた方は本当に分からなかったのではないかという気がします。今、委員の言うように、そういうところに行政書士が入ったときに教えてあげるといのが普通の流れだと思いますので、その辺もまた指導していかなければならないと思います。

【議長】他にございませんか。それではないようですので、申請を許可するこ

とに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**【議長】** 挙手全員ですので、『議案第62号 現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。なお、5番案件につきましては、違反転用案件であることから、申請人の呼び出しをしており、後ほど申請人から顛末の説明などを受けることとします。事務局の説明をお願い致します。

**【事務局】**

<事務局議案読み上げ、説明する>

**【議長】** 続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

**【2番委員】**

<現地調査委員報告する>

**【議長】** ここで、5番案件につきまして、申請人から顛末の説明などを受けることとします。申請人の入室をお願い致します。

<申請人が入室する>

**【議長】** 本日は大変お忙しい中、おいでいただきまして本当にありがとうございます。申請人は自己紹介をしていただきまして、申請地が違反転用に至った経緯の説明をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

**【申請人】** 今回、農地から駐車場にするため〇〇さんをお願いしてたんですけど、地目は農地ではなくて宅地になってたということでした。それでも、〇〇さんの方からそれはちょっと待ってくれということでもらって今になっています。駐車場にするにあたり、うちが先走ってやったのかなという気持ちは持っております。今は砕石敷いて駐車場にしようかなと思っているような現状なんです。地目変更か、変更にならないのか分からないのですが、よろしくをお願いします。

**【議長】** それでは質疑を行わせていただきます。委員で何か申請人の方に質疑のある方はお願いします。

(質疑なし)

**【議長】** ありませんか。ないようですので、申請人は退室をお願いいたします。本日は大変お忙しい中、どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。あとはこちらで審議をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

<申請人は退室する>

**【議長】** それでは1番案件から5番案件まで審議を行いたいと思いますので何か質問等ございませんか。

【5番委員】5番案件につきまして、これは市の方で登記簿上の地目は宅地になっているけど、農地台帳に上がっているということですけど、これは逐一調べないと分からないのですかね。ひょっとして我々もこうやって使っているケースってあるのではと思ひまして。懸念を覚えるんですけれど。何かここは農地ですよ、というような何か。公示できるようなものがあればいいんですけど。そういったものはないんですね、今。

【事務局長】ないです。例えば農地になっているのですけれど、底地が宅地。例えば農舎何かの場合。農舎が農地のまま地目は宅地ということが考えられたりする。そういうものが全部、ようは一覧表のようなものですね。

【5番委員】一覧表なり、例えば小浜市のホームページの中で閲覧できたりがあったほうがいいのか、ないほうがいいのか。分からないのですけど。

【事務局長】なるほど、そこはそうですね。台帳、見に来てくれれば分かるのですけれど、公表してここがどうやっていうのはそこまでいってない。

【事務局】ただ、税務課からの文書には現況畑、登記宅地のようには書いてあります。

【5番委員】毎年送られてくる課税の証明書には、宅地であっても、例えばこの場合やと農地って書かれてたわけなんですね。そこでしか判断できないかもしれませんね。

【事務局】もちろん、農業委員会に来ていただいたら農地台帳で、こうですよ、というのはお見せすることは出来ますけれど。

【5番委員】はい、分かりました。私たちも宅地だと安心して何でもやっちゃえとなるかもしれないので。ちょっと心配をしました。私も何年か農業委員をしていてあまりないケースだなと思っはおります。

【議長】何か他にございませんか。2番案件の中の譲受人の〇〇は住宅メーカーですか。あんまり聞きなれないのですけど。

【事務局】〇〇市の業者です。

【議長】ほかに何かございませんか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして『議案第64号 農地転用事業計画変更申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】

<事務局議案読み上げ、説明する>

【議長】続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

**【2番委員】**

<現地調査委員報告する>

**【議長】** それではご審議願います。ご意見等ございませんか。

(質疑なし)

**【議長】** ございませんか。それではないようですので、県へ進達することに賛成する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**【議長】** 挙手全員ですので、『議案第64号 農地転用事業計画変更申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして『議案第65号 農地の転用事実に関する照会書について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

**【事務局】**

<事務局議案読み上げ、説明する>

**【議長】** 続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

**【2番委員】**

<現地調査委員報告する>

**【議長】** それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(質疑なし)

**【議長】** ございませんか。それではないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**【議長】** 挙手全員ですので、『議案第65号 農地の転用事実に関する照会書について』は、原案どおりの回答で県へ進達させていただきます。続きまして『議案第66号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

**【事務局】**

<事務局説明する>

**【議長】** それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(質疑なし)

**【議長】** ございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**【議長】** 挙手全員ですので、『議案第66号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。

続きまして、『報告第8号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明をお願い致します。

**【事務局】**

＜事務局説明する＞

**【議長】** 続きまして、『報告第9号 合意解約の届出について』事務局の説明をお願い致します。

**【事務局】**

＜事務局説明する＞

**【議長】** これですべての議案を終了しましたが事務局から何かございましたらお願いします。

**【事務局長】** ＜事務局長、来月の日程報告＞

**【議長】** 以上をもちまして、第16回農業委員会を終了させていただきます。